

仙台市内

※ このご案内は、令和3年3月15日時点で食品衛生法の飲食店営業許可書を仙台市から発行されている事業者の方を対象に送付しております。

仙台市内における飲食店を経営する事業者の皆様へ

宮城県内においては、3月に入ってから仙台市内を中心に急激に新型コロナウイルス感染者数が増加する事態となったことから、3月18日に宮城県と仙台市による独自の緊急事態宣言を行うとともに、仙台市全域の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店の皆様を対象とし、3月25日午後9時から4月12日午前5時まで営業時間短縮の協力要請を行ってまいりました。しかし、その後も感染拡大が止まらず、医療提供体制のひっ迫が極めて深刻な状態となったことから、4月5日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、仙台市を対象に「まん延防止等重点措置」を実施することになりました。

つきましては、現在行っている営業時間の短縮要請を4月5日午前5時をもって終了し、対象施設を飲食店全般に拡大し、時間を1時間繰り上げた上で、4月5日（月）午後8時から5月6日（木）午前5時まで、営業時間短縮の協力要請を行うことといたしました。

現在行っている営業時間短縮要請が4月5日午前5時で終了となることから、協力金につきましては、この期間（3月25日午後9時から4月5日午前5時まで）について要請に全面的に御協力いただいた方に対し、この期間に係る分（11日分、1店舗当たり44万円）を支給することとし、4月5日午後8時から5月6日午前5時まで行われるまん延防止等重点措置による営業時間短縮要請に係る協力金につきましては、別途支給いたします。

なお、まん延防止等重点措置による営業時間短縮要請に係る協力金につきましては、前回までの協力金の額（1日1店舗当たり4万円）を最低金額として、事業規模（売上高）に応じて段階的に支給いたします（※上限あり。また、大企業は最低金額なし。）。また、感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の総額も変更いたしますので、あらかじめ御了承願います。

現在の感染状況はまさに危機的な状況であり、宮城県、仙台市では、まん延防止等重点措置の期限である5月5日までには何としてもこれを抑え込みたいと考えておりますので、関係の皆様におかれましても、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年4月3日

宮城県知事 村井 嘉浩
仙台市長 郡 和子

〈お問い合わせ先〉

- ・ 時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-211-2332
- ・ 3月25日から4月5日分までの協力金につきましては、4月12日（月）から受け付けを開始する予定です。4月5日分までの協力金の受付方法や5月6日までのまん延防止等重点措置による営業時間短縮要請に係る協力金の詳細につきましては、仙台市のホームページ等で後日発表させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請（第5期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき、仙台市全域の飲食店を対象として、以下のとおり営業時間短縮の協力要請を行います。

1. 営業時間短縮の協力要請（第5期）について

1	対象期間	令和3年4月5日(月) 午後8時から 令和3年5月6日(木) 午前5時まで
2	対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店（カラオケ店等含む。） ※従前より、午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は要請対象外（ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は要請の対象となります。）
3	対象区域	仙台市全域
4	要請内容	午前 5 時から午後 8 時までの時間短縮営業 ※酒類の提供は午前11時から午後7時までとする。

- 時短要請相談窓口：022-211-2332 【受付時間9:00～17:00】
- 営業時間の短縮要請の期間中は、職員等が対象エリアの見回りや呼びかけ活動を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策を実施願います。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

令和3年4月5日（月）午後8時から令和3年5月6日（木）午前5時までの時短要請に全面的にご協力いただいた場合は協力金を支給いたします。

支給額

①中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以内・・・4万円/日×31日（124万円）
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円～25万円・・・（1日当たりの売上高の4割）×31日
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上・・・10万円/日×31日（310万円）
- ※売上減少額が大きい中小企業者の方は、②の算定方法を選択することも可能です。

②大企業

- ・（前年度又は前々年度と今年度の1日当たり売上高の減少額）×4割×31日（上限620万円）

- ※ 感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の支給額も変更となります。
- ※ 従前より、午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は、営業時間短縮の協力要請の対象外となり、協力金の申請はできません。（ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は、酒類の提供を午後7時までに短縮すれば協力金が支給されます。）
- ※ 売上高の具体的な算出方法などを含め、協力金についての詳細は、仙台市のホームページ等で後日発表させていただきます。

宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、宮城県ホームページから電子申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。
ポスターは、下記サイトから申請することで、ダウンロードできます。
宮城県ホームページ [Q 宮城県新型コロナ対策実施中ポスター](#) で検索



○お問い合わせ先 宮城県食と暮らしの安全推進課
電話：022-211-2643（ホームページをご覧になれない方も、こちらにお問い合わせください）

宮城県内（仙台市を除く）

※ このご案内は、令和3年3月31日時点で食品衛生法の飲食店営業許可書を宮城県から発行されている事業者の方を対象に送付しておりますが、以下に記載している協力要請及び協力金の対象は、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店のみとなりますので、ご注意願います。

宮城県内（仙台市を除く）における 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店の事業者の皆様へ

宮城県内においては、3月に入ってから仙台市内を中心に急激に新型コロナウイルス感染者数が増加する事態となったことから、3月18日に宮城県と仙台市による独自の緊急事態宣言を発するとともに、仙台市全域の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店の皆様を対象とし、3月25日午後9時から4月12日午前5時まで営業時間短縮の協力要請を行ってまいりました。

しかし、その後も県全体において感染拡大が止まらず、医療提供体制のひっ迫が極めて深刻な状態となったことから、4月5日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、仙台市を対象に「まん延防止等重点措置」を実施することになりました。

このため、仙台市以外の地域についても、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店の皆様を対象とし、4月5日（月）午後9時から5月6日（木）午前5時まで、営業時間短縮の協力要請を行うことといたしました。

なお、県と市町村が連携し、今回の4月5日（月）午後9時から5月6日（木）午前5時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合、1施設あたり124万円（1日4万円×31日間分）の協力金を支給いたします。ただし、感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の額も変更いたしますので、あらかじめ御了承願います。

現在の感染状況はまさに危機的な状況と言えます。これを乗り越えるため、宮城県といたしましても全力で対応してまいりたいと考えておりますので、関係の皆様におかれましても、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年4月3日

宮城県知事 村井 嘉浩

《お問い合わせ先》

- ・時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-211-2332
- ・協力金に関するお問い合わせ先は、各市町村のホームページ等で後日発表させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請（第5期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、宮城県内（仙台市を除く）の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象として、以下のとおり営業時間短縮の協力要請を行います。

1. 営業時間短縮の協力要請（第5期）について

1	対象期間	令和3年4月5日(月) 午後9時から 令和3年5月6日(木) 午前5時まで
2	対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設 ② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む) ※ただし従前より、午前5時から午後9時までの範囲で営業している施設は、要請対象外
3	対象区域	宮城県内（仙台市を除く）
4	要請内容	午前 5 時から午後 9 時までの時間短縮営業

- 時短要請相談窓口：022-211-2332 【受付時間9:00~17:00】
- 営業時間の短縮要請の期間中は、職員等が対象エリアの見回りや呼びかけ活動を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策を実施願います。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

令和3年4月5日（月）午後9時から令和3年5月6日（木）午前5時までの時短要請に全面的にご協力いただいた場合は協力金を支給いたします。

支給額：1施設当たり124万円（1日当たり4万円×31日間）

- ※ 従前より、午前5時から午後9時までの範囲で営業している施設は、営業時間短縮の協力要請の対象外となり、協力金の申請はできません。
- ※ 感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。
- ※ 協力金の申請受付、支給についての詳細は、各市町村のホームページ等で後日発表させていただきます。

宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。
ポスターの入手方法は、同封した「宮城県新型コロナ対策実施中ポスターの入手方法について」をご覧ください。

○お問い合わせ先 宮城県食と暮らしの安全推進課
電話：022-211-2643